

第1回 令和6年度

化学物質管理強調月間

【期間：令和7年2月1日（土）から28日（金）まで】

《《 化学物質管理強調月間 スローガン 》》 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、上記のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

実施事項

- (1) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (2) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- (3) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (4) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (5) 日常の化学物質管理の総点検
- (6) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (7) スローガン等の掲示
- (8) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (9) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

| | |
|-------|--|
| 主 唱 | 厚生労働省、中央労働災害防止協会 |
| 協力連携者 | 経済産業省、環境省 |
| 協 賛 者 | 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会 |
| 協 力 者 | 関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体 |
| 実 施 者 | 各事業者 |

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

[ケミガイド 検索 https://chemiguide.mhlw.go.jp/](https://chemiguide.mhlw.go.jp/)